

船員保険生活習慣病予防健診等受診予定の皆様へ

令和2年5月29日

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた
船員保険生活習慣病予防健診等の再開について

船員保険では、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、生活習慣病予防健診等の一部を休止していましたが、5月26日付で、厚生労働省から各保険者に対して「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」が発出されたことを踏まえ、6月1日から再開することとなりました。

生活習慣病予防健診等の一部休止にあたり、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございました。

なお、健診実施機関では、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでおります。受診される皆様におかれましても、感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。